

## 議会運営委員会

令和4年5月9日（月曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長 齊藤 誠之  
委員 山形 紀弘  
委員 森本 彰伸  
委員 小島 耕一

副委員 長 星 宏子  
委員 中里 康寛  
委員 鈴木 伸彦  
委員 大野 恭男

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議 長 松田 寛人

副 議 長 相馬 剛

### 説明のための出席者（なし）

### 出席議会事務局職員

事務局 長 増田 健造  
議事課長補佐  
兼庶務係長 印南 恵子  
主 査 飯泉 祐司

議事課 長 相馬 和男  
議事調査係長 長岡 栄治

### 議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 協議事項
  - (1)議会基本条例第11条の見直しについて
  - (2)市民アンケートの実施について
  - (3)議員研修計画の策定について
  - (4)事務事業評価等を踏まえた条例の検証・見直しについて
  - (5)その他
4. 閉 会

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会のほうにお集まりいただきましてありがとうございます。

5月に入りまして今回お話しする案件は、臨時会議も含めまして、昨年度の取組事項計画から進んでいる案件であったり、11条関係のほうですね、各会派のほうの皆さんに多少御負担をおかけしておりましたが、見直しについての規則に定めるものについての案件等々を協議して定めていきたいと思えます。何かと御意見が分かれるところがあるとは思いますが、なるべく全会一致のほうで通していきたいと思えますので、今年度もよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ただいまから議会運営委員会のほうを開会させていただきます。



### ◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に入ります。

次第(1)議会基本条例第11条の見直しについてを議題といたします。

事前に各会派で御検討いただいていると思えますので、資料に沿って順番に協議していきたいと思えます。

それでは、配信のほうをしていただけて開いていますか。

今、お手元のほうで皆さんのほう開いたと思えますけれども、各会派でまず執行部のほうで用意していただいた27項目について、議決とするか、報告とするかという取扱いの話でございました。

全会派の1目で分かるんですけども、丸のところに分かれているところだけを協議していけば時間短縮になりますので、それ以外は全会派が丸ついているというところはまず基本的に議決にするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、上からやっていきます。

まず(3)なんですけれども、国土利用計画法第8条1項に規定する市町村計画、これについては那須塩原クラブさん以外の会派は丸になっているんですが、那須塩原クラブさんのほうでは丸をつけなかったもので、その辺のところの説明できればなんですけれども、大丈夫でしょうか。

山形委員。

○山形委員 (3)については、これは上位法のほうで国のほうの法律に定められている計画ということで、そうするとやはり自治体、各私たちの議会にはそんなに重くかかってくることはないんじゃないかということで、議決ではなく、報告のみでいいんじゃないかという話が出てうちの会派では報告というふうな形になりました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの意見についてなんですけれども、これ執行部のほうで補足というか、できますか。国土に関してです。

○長岡議事調査係長 そうですね、一応資料のほうすみません、国土利用計画の御用意をしたいと思えます。

位置づけとしてなんですけれども、これは本計画の位置づけというところで、この真ん中のところ、国の国土計画、そして県の計画があって市のほうの計画を定めてといったような立てつけになっております。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということなんですけれども。

局長。

○増田事務局長 私も合併したとき平成17年に企画の担当で総合計画の担当で作っていたんですけれども、この国土利用計画は、土地利用のこの本計画の位置づけ見ていただきますと、都市計画のマスタープランとか、あと農業振興地域の整備計画、森林整備計画、その上位に当たる土地利用についての市の最上位の計画という位置づけであります。内容的にはゾーンは決しておもしろくないと言ったら語弊があるかもしれませんが、総合計画でいうところの基本構想的なところ、それがこの国土利用計画というものに当たります。細かいところは都市マスとかそういうところであっていきというような位置づけなので、市の中ではこれはやはり土地利用の最上位という位置づけにはなっております。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

小島委員。

○小島委員 国の法律で作る計画とはいえ、最上位の計画ですからやはり議決のほうがいいんではないかなという、それが那須塩原市の利用計画の基本条例ということになるとやはり報告というわけにはいかないかなという感じがしますね。

○齊藤委員長 そしたらどうしますか。

山形委員。

○山形委員 そういうことでしたら一緒に、皆さんの会派と一緒に丸ということで構わないと思うんです。

一つだけあれなんです、今回27のこの項目が様々出て、ほかの会派さん皆さん丸つけているんですが、少しでも報告と、計画を少しでも減らそうというふうなところがありましたので、そういうところは酌み取っていただきたいということで、

その辺は次の次の次も全てそういうふうなことで、今回こういうふうな時間を設けてやりましたので、その辺は酌んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○齊藤委員長 それでは、(3)については、那須塩原クラブさんも丸にするということで、議決案件にするということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 分かりました。

続きまして、(7)なんですけれども、駅周辺のまちづくりビジョンです。こちらは昨年、ついこの間、昨年度に議決をした案件で、30年後のビジョンということで、また今回ここに普通にぼんと挙がってきているんですけれども、ここについても那須塩原クラブさんだけが丸がついてないんですけれども、こちらの説明をお願いいたします。

山形委員。

○山形委員 今委員長おっしゃったように30年後ということで、30年もたてばこのまちづくりビジョン自体ももうそもそも30年もたてば今回私たちが30年後というのはいるかいないか、そういうことにまた改めて議決するのか、ちょっとそのまちづくりビジョンが30年後にまた新たに改定されてやってくるのかというところちょっと不思議がありましたので、でしたら議決ではなく報告でもいいんではないかなということで、先ほどの趣旨と一緒に、少しでも議決を減らして報告だけでも十分ではないかという声がうちの会派の中で多かったので、報告ということにさせていただきました。

○齊藤委員長 ではその件について、ほかの会派さんはどうですか。多分出てくるとしたらそんなわけで見直しか、修正程度なんですよ。それを1件、2件のときに議決ということになりますので、付託してやるべきなのかどうかというところ

を年数で今回どちらかといううちの会派は那須塩原クラブさんはそういうふうに来てきたということもありますので、その辺をどう捉えるかなんですけれども、何でもかんでも議決ということになればそれだけの労力と時間がかかるということもありますし。

○小島委員 ちょっと執行部に聞きたいのは、この周辺まちづくりビジョンというのは、基本的にとどの程度の見直しを考えているのかということが分かりますか。

○齊藤委員長 それは執行部ではないので……。  
〔「まずは担当部署でない」「担当部署ではないから分からない」と言う人あり〕

○齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 庁議とか部長会議にもこの計画についての具体的な説明は全く挙がってきてませんので、多分企画部と市長、副市長、そこの中で今模索している最中だと思います。

○森本委員 模索中で説明できないでしょう。

○齊藤委員長 ということとあと前回も言ったんですけれども、ここに挙がっていないものでも必ずこの説明は議員にはきますので、そこから議決案件に変えることもできますと言っているんですね。ここに書いておくと議員さんの中で何の計画がいつだっかって分からなくても勝手に執行部が言ってきてくれますからスイッチ入るみたいな感じになってしまうというところもあるので、基本的には決めただけのものをまたここに議決で丸をつけておくということがさっき言ったとおり30年間もし見直しがなかった場合です。挙がってきた場合には必然的に議決にしようという話にはなっていくのではないかと思うので、現段階でこれを議決のものといったとしてもすぐには多分修正は出てこないとは思っているんですけれども、おおむね5年とかとなるので、イメージは持てるんです

けれども、そんなわけで多分那須塩原のほうはとりあえず報告でいいのではないのかという、新庁舎とかが建ってしまいますとこのビジョンの策定はなかなかあれなんではないかなと。

絶対各常任委員会には説明が入るよというところでこの間言っています。なので、もしこのビジョンが修正かかるときには4か月前ぐらいにはこういうふうに出してこようと思いますという案が出てきますので、その中で常任委員会でもんでいただいて、やはりこの内容は議決しておいたほうがいいよというのであれば、この間説明したとおり規則に追加すればすぐ議決案件にできるということなので、用意しておくかしておかないかというところになるんですけれども、どうですか。それでも議決がよろしいでしょうか。

大野代表、どうですか。

○大野委員 今委員長の説明あったの聞いて、確定されたものではないというのがまず一つ、あとは常任委員会に振られたときにそこで会議を深めていきたいという部分もあるので、うち議決ということにしたんですけれども、報告でもいいんじゃないかなというふうに今思いました。

○齊藤委員長 すみません、また詳しく聞きたいんですけれども、これ位置的には総合計画よりも全然下になるので、基本的には総合計画は絶対議決というものがまず項にありまして、その中の下の今決めているので、ということもついでにということになりますけれども。

公明さんのほうもどんな意見があったのか。

○星委員 やはり変更があった場合も30年後といってももう結構先の話だけれども、その中でも社会情勢なり何なり状況も変わってくるであろうから、やはり変わったものに合わせてビジョンも変わっていくというのであれば議決にしたほうがいいんじゃないかということで丸にはさせてもらったん

ですけれども、今の話の中でやはり大野委員と同じで、常任委員会のほうにもその前にきちんと説明があって、やはり議決にするかどうかという全ては報告でという話ではないので、常任委員会のほうにも一度送ってもらって常任委員会ではやはり議決にということであれば議決ということになっていくのではあればこちらのほうは報告でいいのではないかと思います。

○齊藤委員長 あと志絆の会さん。

○鈴木委員 このまちづくりビジョンというのは、基本的に那須塩原市が単独でこういう計画を作っただけのものであって、30年先を見越して今作っているだけであって、このビジョンはこれから先ずっと検討するものでもない、もしかしたら自然消滅するかもしれない、駅前の方のビジョンができて実際に施行されたり、条例ができた、これは多分審議されなくなっていくだろうと思うんですよね。

ただ、那須塩原市の県北を中心に市街地を創りたいという基本的な構想なので、要はさっき委員長言いましたけれども、誰かも議会は審議することが大事なんだと言っているわけだから、労力がかかると思うんですよね。ですけれども、議決にして、きちんと審議して議会はちゃんと認めたよと、そういうお墨付きを執行部に与えるということが重要だろうと思うので、手抜くのではなくて、せっかく審議できる状況にあるんだし、内容次第では簡単に長時間かけないで審議もできると思うので、別にあっていいのではないかと思います。

無理にやりたくないなら別にやらなくていいですけれども、十分審議して議員にちゃんと意見を聞くチャンスがある、議会で意見が言えるチャンス出ているわけだから、やればいいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 基本的にはどちらの案も議決には持っていけるという話なので、報告になってしまったから審議しませんということは……。

○鈴木委員 基本スタイル考えないで議決案件にしたらいいいのではないかと。

○齊藤委員長 その議決案件を今までしていたから今回事実上の見直しをしていきたいと思いますというので、中身がもうこれ分かっているの、見直しになっていけば前でいうところの議運でやっていましたよね。これを議決にしますか、報告にしますかとあれが今度なくなるので、その部分で議決しておけば確かに審議していきましょうということになるんですけれども、山形委員が言ってくれたとおり、件数自体は他自治体を見れば2つぐらいしか議決案件はないんです、この9条、6条に関しては。なのに執行部が残してきた27をそのままこちらが議決にしますというのは、ちょっと安易にして本当に考えているのかという話にもなるので、議決にしたければ常任委員会の責任でしっかりとそこで審査をしていただいた後で、会派でもお話ししている時間が全然ありますから4か月もありますから、その日で審議するわけではないので、やはりこれは議決のほうがいいよと、この言葉ではおかしいよとってその場でもある程度ヒアリングができるわけですから、やれる方法もいいのではないのかなという自分は思います。

議決としてしまうと説明がその先に別に出す必要がなくなってくるので、審査期間というか、その時間が短くなりますからというイメージを私持っているんですけれども、報告だから先に出してというイメージを作っているんですけれども、議決案件でわざわざ先に出してくるものはないのではないかなと思ってしまっているんですけれども、同じ4か月で出てくるイメージなのかと、もうちょっとぎりぎりになるような気がするんです。議



れども、途中から議決になれば付託になるんでしょうけれども、それでなければ常任でやってしまっているのかというところもちょっとまだ分かってない部分もあるんですけれども、基本的には先ほど副議長のアドバイスのとおり、各機関にもうちょっとしっかりと審査をしてもらって、必要かどうかをみんなに伝えるという委員の各常任委員会の役割とかを強化していったほうがいい、我々議運は、ただ議決か報告かだけを決めてきただけなので、議決にしたらあとはよろしくねみたいな感じよりは、基本的にはそういった中身がある程度聞ける状況を作ってやっていったほうがいいのかなとも思ったので、最初報告、ここに載らないからといって決して議決をおおざりにしているわけではなくて、幾らでも議決でもできますし、今回は報告だったけれども、次回は議決ということもこれからは可能になるということになるので、本当に一文だけを改正しますというところでも議決をかけなければならぬという、その内容によってです。大ごとだったらもちろんかけなければいけませんけれども、その程度だったら別に報告でいいんじゃないでしょうかみたいなのが今回はできなくなってしまうので、皆さんに考えていただいているということなんです。

鈴木委員のほうからも説明があったとおり、もう本当にビジョンを立ててあるものを去年、昨年度にもう議決しているのですからその間を見直して、多分庁舎造るまでは絶対変わらないだろうし、それで変わってしまったら建物もまた変わってしまうのではないかという話になっていくので、そういったところだけの危惧がなければ無理くり議決にしておかなくてもいいのかなという判断もあるんですけれども、どうでしょうか。このまちづくりビジョンに関してはなんですけれども。

小島委員。

○小島委員 基本的には変更がなければこのまちづくりビジョンが変わることはないわけだね。

○齊藤委員長 そうです。

○小島委員 そういう面では今回の議決にする必要性というのは非常に確かに少ないと思うんです。そういう面ではこの次のこの次のビジョンから具体的なものについては当然議決、実際に新たな計画が執行されるのはまた議決になるんだろうと思うけれども。

○小島委員 なる形であればいいんじゃないですか。

○齊藤委員長 よろしいですか。

すみません、各公明さんと志絆さんといいでいいですか、それで。割れてませんけれども、いいですか。

では各会派さんも大丈夫だということなので、こちらは基本的には報告、議決案件ではないという扱いにして、各説明があったときには各常任委員会のほうにしっかりと審査をまず事前にしていただいてということにしたいと思いますが、よろしいですか。鈴木委員、大丈夫ですか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

では(7)番のほうは議決項目から外します。

続きまして、(8)番です。国土強靱化地域計画です。こちらについての説明になります。こちらでも那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 先ほど(3)で国土利用計画法と同じように県と国のほうですね、国土強靱化基本計画というふうなものがあり、そういったものと連携調和するというので、それに付随しているといってもちょっとあれなんですけれども、そうすると先ほどの(3)と同じようにわざわざ議決するまでもないのではないかと、報告でいいのではないかとというような声があつて報告でいいのではないかとということで、報告にさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 そうするとこれの資料はあるんだっけ。

○長岡議事調査係長 はい。

○齊藤委員長 どちらかという上位系になってしまおうんですか、こうやって見ると。

では、那須塩原クラブさんのほうでもこちら議決にするということで、皆さんあと議決となっておりますので、議決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 あと最後です。21です。都市計画法で第18条の2第1項に規定する基本方針についてです。

こちら那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 これも先ほどずっと一緒なんです、総合計画とは国の上位の計画があるということで、都市計画法の第18条の2ということで、これマスタープランのところを見ていただくとあれですが、総合計画の上にありますので、そんなにやはり議決ではなく報告でいいのではないかとということで、そういう話で報告とさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

こちらの立てつけも都市計画マスタープランでこちらの会派でも副議長のほうが18条の2だから議決案件で議決を経てという言葉があったので、経たものに対しての計画というイメージで協議していたんですけども、係長等々とかとお話をしたときにこの18条の2項自体が都市計画マスタープランだよという話になっていた、その後ちょっと会派のほうでも話をしていたことになりま。他の会派さんというよりは那須塩原クラブさんでこれどうするかだけなんですけれども。

○山形委員 議決をお願いします。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

すみません。こちらも那須塩原クラブさんが議決でいいということなので、21番に関しても議決項目ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 分かりました。

あとちょっとボーナス項目が打合せ上では消していこうという話ししたんですけども、ついてるんですけども、やりますか。

○星委員 こっちのは新しいのには入ってないです。

○齊藤委員長 私が古いだけでした。

すみませんです。

では以上で11条に関するものに関しては、今言ったまちづくりビジョン以外に関しては議決案件ということにしたいと思います。

ただ言ったとおりもとの当初の目的は、これでも210幾つから27と10分の1にはなったんですけども、基本的には議決にする方法をどちらかという議員側が持っていくような形にしていたほうがいいのかなどは思っている、今後のまた運用をしてみて、というところは次回以降という、今後も申し送りとしてやっていければと思います。

基本的には議決をするから持ってこいというよりは、これはだめだから議決にするからというほうのほうがより審査的にはいいのではないかなとは思っています。期間も書いていただいているとおりなので、こういう形になります。

あとこの見直しの今後の取扱いについて事務局から説明をいただきたいと思います。

係長。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。

今回お話いただいたのは、議決事件とする計画を規則に定める。で、この内容をということで決めていただきました。



まずはこの立てつけなんですけれども、やはり今度議会側の立てつけになりますけれども、基本条例のこちら11条のところをまずは改正する必要があります。より明確に計画をうたった例規に改正するというので、こちらをまずは来週予定しています5月19日の臨時議会のほうで条例案件ということですので、まずは可決するかどうかというのがございます。

それが可決になった後になりますけれども、先ほどの規則の計画ですね、先ほどお話しいただいたこの計画を載せた規則というものを全協のほうでお諮りをさせていただいて了承いただいたということで、その後また決裁をとっておくというふうな流れとなります。ですので、こちらのほう5月19日に条例と規則のほうを制定を目指していくというような流れになっております。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的に全員協議会の報告でどこまでどうかになるんですけれども、まずは11条の一部改正をする必要があるということなので、5月19日は今度また定例ありますけれども、基本的に全協を午前中にやった後、午後が臨時会議を開きますから、先に審議されるのは11条の一部改正の部分で、その2項の部分、今出してもらった部分で規則で定めるものに関しては、議決案件ではございませんので、どの部分で報告をするかというところになるんですけれども、それを一緒にそこに説明の部分でいってしまって添付の資料が議決された場合には規則で定められますという感じではないのかなというところだけ確認させてください。

係長。

○長岡議事調査係長 委員長おっしゃるとおりで、やはり条例で第2項と規則で定めますよというお話をしたときに具体的に何を定めるのと結局お話し

になってくるのだと思うので、5月19日のこの午前中の全協の中で、条例の制定とそれがなった場合にはこの規則を制定するよというふうな了承を併せてお話をする形がよろしいのではないかと考えております。

○齊藤委員長 分かりました。

それでは、今説明があったとおり、議会基本条例の第11条の一部改正につきましては、臨時議会に上程することとして、可決された場合には本日決定した規則を定めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、そのように取扱いさせていただきます。

以上で(1)番のほうを終了させていただきます。

次に、次第、(2)市民アンケートの実施についてを議題といたします。

こちらなんですけれども、昨年度の議会運営委員会のほうでは、取組実行計画のほうでは、一旦市民アンケート、その前々年度に行っておりましたので、毎年やるというところがどうなのかということとその市民アンケート自体をする対象にしたりとか、聞くことがちょっと大変だったというところもあって、一旦市民アンケート自体を検証しましょうということで、昨年度は検証をさせていただきました。検証の回ではちょっと今あれなんですけれども、今年度は1年空いたので、また市民アンケートのほうを作成していきたいと思っております。

やり方についてなんですけれども、議会のほうもなかなか予算が回ってきませんので、多少その一部の偏りという御批判はありながらも今まで800通ですか、2回やってきてその程度の回答数はいただいているのと、デジタル化が進んでいるので執行部が使用しているライン等々を使わせ

ていただければある程度の回収が見込めるのと、あとコロナもニューノーマルになってきているので、紙媒体でアンケートをいただくという、元の800通集めたこの時代のやり方に戻るので、その辺を駆使してまたアンケートを実施できたらなと思っております。取組実行計画にも書いてあるとおりなので、今回お願いしたいのがありきたりのアンケート項目については書けるんですけども、それ以外に何を聞いていくかというのと、前は議会の取組も知ってもらいつつ市民の反応をいただくというかなり高度テクニックなアンケートを作成して、市民の方は難しいとは思うんですけども、回答していただいたという経緯がありますので、何を聞いてそこを我々議会としてそれを反映させていくかというところも踏まえて、こういったアンケートというか、聞きたい項目を各会派さんのほうにお願いしておきたいので、ちょっと会派内で市民アンケートとるならこういった項目が必要なんではないかという案を集めたいと思います。

それに付随して、アンケートを集めるのに当たっては、前回と同様に広聴広報の委員会さんにも御協力をいただいて、議運とタッグでというか、全議員には結局紙を渡すんですけども、御協力いただけたらなということで、中里委員長が今日来ているので、この場で言うのも何なんですけれども、大丈夫でしょうか。

○中里委員 はい。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的にはある程度の素案というか、ここの項目は絶対みたいなのだけは用意はしますんで、それ以外どんな言葉でもいいので書いていただいて、ここでまた皆さんで見ていただいて、これをアンケートとりますよという形にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

紙媒体でなければ多少いっぱい聞けるんですよ。この間の市の5月6日までのアンケートは、広報か何かのやつでアンケートをやっていたんですけども、あれも結構ページはあったような気がしたんだよね。5分ぐらいならみんな耐えられるのかとも思ってみたり、我々2枚も3枚もあるとやってくれないかなとって1枚の両面でA4で頑張っていたので、細かく書くと小さくなってしまっただ変だったんですけども、どういふうにとるかというのがありますので、設問数少なくてもいいんですけども、余り例えば議会だより見ていますかだけで終わってしまうとどうなのかと思ってみたりというのがあるので、より細かいものを挙げてくれてもいいですし、こういった部分聞いていったほうがいいよというのがあればちょっと項目をつけて送っていただきたいと思っております。

大体なんですけれども、6月いっぱいぐらいまでに事務局のほうに提出していただいてよろしいでしょうか。議会終わった後でも全然間に合うと思うので、とりあえず皆さんの項目立てないとした正副案になってしまうので、自分の項目1つでも2つでも入れていただければ回収に力が入るかもしれませんので、その辺も踏まえて実施したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時期がなんですが、まだ先なんです。7月からになりますので、6月いっぱいいただいた後のまた議運の開催のときに皆さんと項目を決めて、12月までの間に集計も入れてになりますので、その間でどこかやりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まさか国体中にとっても仕方がないので、どこかうまく当ててやっていきたいと思ひますので、こちらもよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局、補足ありますか、これは大丈夫ですか。

○長岡議事調査係長 ありません。

○齊藤委員長 すみません、質疑に入りたいと思います。

山形委員。

○山形委員 そうすると正副のほうで一度素案を作っていたでそれを持って会派の中でいろいろそれを見て各議員さんの何かアンケートみたいなものこれちょっとつけていただきたいものがあったら報告して6月までに出すという形でいいんですか。素案みたいのは、すみません。

○齊藤委員長 そのほうがいいですか。

○大野委員 何か基があったほうがいいのかもしいね。

○齊藤委員長 要は2年前にやったやつをつけておくという感じで、その上の部分は全く同じく生きてきますから、そこで聞きたいものがあればいいのかなとは、本当はこの議運の各会派の意見と広聴広報自体でアンケート、広聴広報の部分のアンケートをやっていただいて、議会活性化は活性化でアンケートないですかみたくやっていけばきれいになるんですけども、議運だけになってしまうと議会の進行とか議会としてのという話になる、もちろん議員側のアンケートですから、どういったものを望むのかというものは、皆さんの個人のあれでもいいのかなと思ったので、今回というか、ここ数年は情報が無いといって怒られる議員さんがいらっしやいますので、そういった方にも一応アンケートかけるのでどうですかと、全議員でとるという形で参加意識を持っていただいたほうがいいと思っていますので、余り素案をどかっとなぶつけてしまうといいんじゃないそれとなってしまうから、ちょっと皆さんの協力を6月いっぱいなら仰げるかなと思っています。

山形委員。

○山形委員 そうすると前回のアンケートを基にしながら、同じことをまた聞いてしまうと。

○齊藤委員長 全然オーケーです。聞けるなら、ただもう聞く項目が政務活動費とかそういう細かいものを聞いていたので、そういったものでなくて全然こういうのでいいのではないというやつもいただければ、設問がひっくり返しても多分十一、二問だったと思うので。

○山形委員 それを事務局に6月いっぱい。

○齊藤委員長 早めに出しますので、というか前のやつをそのままぱたっとくっつけて、これは参考ですという。

○長岡議事調査係長 2年前のアンケートをお送りさせていただいて、それに対してまた追加の回答、こんなアンケートをどうかというのを足しておく。

○齊藤委員長 足してというか、そこはただ参考なので、それをやるわけではないので、その部分だけちょっとまた正副で見て、上の部分は多分何個か残すので、例えば残す項目は出しておいて、それ以外消してしまってもいいと思うんですけども、何を聞きたいかというのだけをちょっと募ってみるといのがありかなとお願いしました。

○山形委員 よく分かりました。

○齊藤委員長 何個かもしあれだったら残っていると思うので、前回と前々回とか全部くっつけてもいいのかなと、前々でとったアンケートはこうだよと、そこから見てもらえればいいと思うので、そういった流れでよろしいですか。

何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 分かりました。

今言ったとおり6月中に意見を取りまとめるということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ではありがとうございます。

それで進めていきたいと思います。

(2)については以上といたします。

続きまして、(3)です。議員研修の計画の策定についてを議題といたします。

こちらについてなんですが、昨年度も皆さんのほうから意見をいただきまして、議員の研修計画を立てていきたいと思っています。今回は正副案もある程度出していきたいと思いますので、何かこういうのを学びたいなというものがあれば出していただきたいと、こちら先ほど言ったとおりアンケートとセットにして6月中に出していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年度やったもので考えていくか、ちょっと正副では案を出しているんですけども、なるべく外部でもお金がかからない人を使ってみたりとか、内部研修で僕がいつも引っかかっているのは、例えば決算とか予算の勉強を執行部に教えてもらうと聞きづらいたらうその後と思ったんですね。なので、ある程度議員力とかいったそういったものを上げていくときに、その必要な情報が欲しいときには執行部でもいいんですけども、その内部研修の在り方もどういう意味でうまく内部でいいかは別としても、別にこの全体数の基本の数が内部4の外部2でしたっけ、昔の基本の数、合計6でしたっけ、5の1でしたっけ。

〔「5の2」と言う人あり〕

○齊藤委員長 5の2ということなので、予算があまり議運ないので、ここぞとばかりにしかお金が使えないんですけども、お金があまりかからない人で呼べそうだったら外部が多くてもいいのかなとは思っています。ただ、内部の研修でも事前に学びたいことがあればということを今回もしたほうがいいと思いますので、同じく6月中に全議

員さんにこれも聞いていきたいと思うんですけども、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

では皆さんのほうにまたお送りさせていただいて、市民アンケートと一緒に出していただきたいと思います。

○星委員 内部と外部と両方いいんですね。

○齊藤委員長 内部なのか外部なのかは別にいいのかなと自分思ったんですけども、内部でできそうなら内部でやっちゃえというやり方のほうがいいのかなと思ったんです。例えば予算についてという内部となってしまうと執行部で探さなければならぬんですけども、予算について外部の人を呼びたいとなれば外部ができるから何がやりたいかというのを聞けばいいのかなと思ったんですけども、やりたい人しか拳がってきませんから大丈夫です。あと皆さん受けるために出てもらうかどうかだけになるので、なるべくスキルにつながるような形になっていければなと思っています。

では異議がないものと認め、そのように取扱いさせていただきます。

では(3)についても大丈夫ですか。終了とさせていただきます。

次です。次第、(4)事務事業評価等を踏まえた条例の検証・見直しについてを議題といたします。

それでは、これは資料がなかったっけ、ないね。

○長岡議事調査係長 はい。

○齊藤委員長 今回5年に1回というか、条例の見直しをするために取組実行計画のほうに入れさせていただきました。ナンバー5ということで、これの5番でいうと(2)ですね、11条の検証が先ほど(1)でやったので、(2)の下段のほうになるんですけども、基本的に議会基本条例は5年サイクルで見直すという話が条例に定められておまして、

今後今年度これまで作ってきた那須塩原市の議会基本条例を見直しをかけていく、見直していいかチェックですね、検証していくという作業に入っていきたいと思うんですが、具体的な方法としてこれまでも策定したときに事務事業評価自体は行っていっており、途中から第何条に精通した項目として議会が取り組んでいっているんだということをお客様に評価してもらって毎年報告をして、サイクルはPDCAは回ってきているので、基本的にちょっとこの間事務局とも正副で話し合ったときには、各年度で条例の修正や新規制定項目ですね、そういったものの変遷がありますので、それを見つつ、その条例について各会派でこの文言はしっかりと機能しているかしていないかという形を評価してもらおう形でどうかと思ったんですけども、ちょっとやり方について特段定まっていなくて、皆さんの御意見をいただきたいと思っています。

この間研修というか、説明をお聞きしてもらった生産性本部さんのものに関しては、ちょっとこの議会基本条例の見直しの検証の項目にはちょっとまだつながっていないものになってしまうので、それはまた別に1回置いておいてもらって、これまでのこの5年間でやってきたものに関してのデータは、ちょっと事務局負担かかってしまうんですけども、何項目これまでやってきたのかとか、結構5個か6個ぐらいはもう一部修正とかかけているんですね。要は議会基本条例がしっかりと機能しているかどうかということになってきますから、23項目だから、今24になったから、この項目の中で議論してきたと、だから1条1条各会派で検討を資料も見ながらやってきたのかどうかという評価の方法でどうかと思ったんですけども、どうですか。あと検討のしようがないんです。外部となると結局審査の説明もつけなければな

らないので、大がかりになってしまうと、あとはまだこれから直そうと思っている部分とかもどんどん出てくるので、基本的には5年に1回検証をするとは書いてあるんですけども、例年のごとくPDCAのスキム事業の評価を回していきながら適宜修正をかけていくというものを行いつつ5年に1回はこうやりますみたいなのでどうでしょうと思っているんですけども、何か参考になる意見とかございますか。

小島委員。

○小島委員 条例というのが現状でやっていて何か問題点があるとか、あとは根拠がないとか、そういう条例の改正というものはあるんですよ。ただし、やっていてPDCAで回っていてそこに問題点があればそれは条例は継承によって適格であると評価していいわけだから、だから今回の例えばPDCAサイクルを回したときに何か問題があったのか、そこら辺が一番の問題で、それになかった場合にはその条例はそれでいて、必要性がないとかということがあればその条例がやはり必要性がないと、そこら辺があったのかどうかですよ、基本的には。あまりやったときにそんなに違和感がなかったんですけども、ということです、私は。

○齊藤委員長 ありがとうございます。そのとおりでいいんですけども、基本的には全項あるので、全条あるので、第2条から範囲であったり、議員の役割と会派であったり、常任委員会だったりあるので、その項目立てを一応その会派でここで今まで何をやってきたかというのが取組があるので、それを継承しつつこう変えてきているよねということで条文自体に今言ったとおり問題がなければ問題がないのではないのかという評価の方法でいいのではないのかなと僕も思っているんです。

ただ、今現在もう引っかかっている部分があるのは今年度出していきますけれども、そうやって適宜変えていけるやり方のほうがよくて、今までに変えてきた部分も含めた評価をまず議会なり議員なりでやれば俺もその検証がいいのではないのかなと思っている方法を今皆さんに聞いているので、それでどうでしょうと思ったんですけども。

変えようと思って別に見直しをするわけではないです。検証としてこの項目に対しては、議会はこういう取組をして、こういうことを今やっていると、例えば10ある中でもう8ぐらいやっていてあと2ぐらいだから、それがよかったので検証します、別に修正必要なしとか、そういう判断でいいのかなと、何も手をつけてないというのちょっとまだ全部は全項見ていないので分からないですけれども、出てほとんど一個一個やっているとは思うんですね。ただ、条例の中から掘り過ぎてしまってやっている取組は果たしてその条例に付随した活動なのかどうかという微妙なところも出てきているので、そういう修正とかはかけたければ、今回でなくてもいつでも皆さんが疑問に思ったときにはこちらへ言っていていただいて議運で修正はできますので、やっていけると思うんですけども、僕も小島委員と一緒に、基本的によくしようと思って回してやっているの、不都合な場合はすぐに出して相馬議運長のときにも僕言って直してもらったのもありますし、今回直しているのもありますし、オンラインにもこの間対応するように直したばかりですから、基本的には悪いものではないとは思っているんです。

見直しの方法としては、今現立としてはその以外の方法はないとは思っているんですけども、ちょっと資料を用意するのが大変なだけでどうですか。

一応全条文をちょっとはがして、そこに取組の

内容が分かるようにして、こちらに検証としては何って言う評価なんだろうね。改正するしないではないと思うんです。

副議長。

○相馬副議長 すみません、もともとその条例を検証すると言って平成27年から検証をやっているんですが、そのときにこの条文の一番最後の条にこの条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要と認められる場合は適切な措置を講ずるものとするというふうな条文にうたってあることについて、制定されたときに一番最後の条にそういうふうなうたって、今22条になっているのか、この部分は。

○齊藤委員長 1個ずれているわけね。

○相馬副議長 1個ずれているので22になっているはずなんですけれども、それをこの検証をその条例の目的を達成されているかどうかを検証するという条文になっているので、それを5年たったからやりましょうかということで、制定から5年たって平成24年に基本条例が制定されて、5年たったからやりましょうかということで、平成29年に5年たったので条例をもう1回検証しましょうかということでやっているの、条例で何年とは決まっていなくていいんですけども、一定この条例の目的が達成されているかどうかということなので、その条例の目的を1条1条目的にできているかどうかを検証したというのが前回の検証です。

○齊藤委員長 ということは、あれですか、基本的にそんな形にこだわらなくてもいいと。

○相馬副議長 ここに書いてあるとおりなので、条例の目的が達成されているかどうか検証して必要な措置を講じるというのが議会基本条例の一番最後の条にあるので、それに沿って条例に目的が達成されているのか1条からそれこそ21条まで、21条というか、その前の条は今度議会運営に対する

見直しとかと書いてあるので、そういったところもこの条例に沿ってできているかどうかを検証してきたので、その検証の方法については、これというのではないだろうと思うんですけども。

○齊藤委員長 これあれだね、新しいのは入ってないんだよね。条が1個足されているのがあるから直さないとだめだね。この間の議会で。

達成の場合が条文からだ読み取れないんです。さっき言ったとおり掘り過ぎてしまうとどこまでいってしまうのというような形になるので、基本的にその達成の度合いがされているかを検証するとなってしまうと、何をもちょう達成になるかわからなくて、自分たちで課題出さなければ達成していることにもなりますし、自分たちで課題出すと達成できてないということも作り上げてしまうので、基本的にはその条例に関して皆さんがどう思っているかというところだけの意見をいただいて、こちらで検証して、基本的にはその条文の修正が必要かどうかも含めて、改めてなしと言えればいいよねと。

○相馬副議長 達成度合いについては、今までやってきたのをいわゆる段階評価というのは達成度合いの段階評価で、条文を改正するか、条文はそのままいくかとかというのはいわゆる管理評価で、その両方をやってこの条文の目的が達成されているかどうかというのをやってきたんですけども、全く手がついてないところとか、逆に掘り過ぎてしまったところというのが確かにあるので、その辺は今後全部が全部これで検証できるかという基本的にはできないので、今まで18項目とか15項目とかということで検証をしてきたと思うんですけども、条文がかぶっているところが第何条の何項、第何条の何項とか条文がかぶっていたらばその項目で検証してきたというやり方をしていたんですけども、本当にこの条文の文言一つ一つ

検証やっていくとなると、それこそ検証項目がたしか80とか90とかとなってくるんだらうと思ってしまうので、そこまでするのかということにもなりますけれども、もともとの最初の検証、条文の検証をしたというのは、そういうふうな方法でやっていったので、重要性などところがあるところを最初18項目ぐらいだったのか、最初20項目を超えていたと、それでいわゆる段階評価として達成されているかどうかで管理評価としてこれをどういうふうな今後やっていくかというその2点を評価項目としていったということですよ。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的にはさっきも言ったとおりなんですけれども、条文に触っていただく機会を作ろう、取組実行計画に書いてある上に括弧何番ですよ、第何条の何項の部分をやっていますよというんですけども、基本的には条の中の項なので、条が何を示しているかというところを見つけながら、課題を見つけながら取組をして戻していつているから、条に合わせた活動なのか、条に沿ったものになるうとして書いているのかちょっと別としても、たまにはそのやり方によっては条の言葉を変えなければいけないところをやっているとは思っているので、やっているかやっていないかでいくと、いいんではないと終わってしまうんですけども、あくまで検証と見直しという項目がついている以上は、その見直しの必要性はないという文言を残していつて初めてその条例の検証になるのかなと自分も思ったんですよ。

毎年やっているのは、その5年間の間にやってきた4年間の間は、気づいたことを決めて1個の上20条に書いてあるとおりの都度か、21条では必要と認められる場合は適切な措置と書いてあるので、さっき言ったとおり年数がここに書いていないのはあれなんですけれども、一応おおむね5

年をもって見ていきたいと思いますということになりますから、要は取組事例集みたいなお感じですね。この5年間でどういうふうに来てきたかと、そういった資料を用意して会派さんとか個人の議員さんに判断というのをやっていくというようなやり方でどうでしょう。

それでまたおかしくはないと思うんですけども、また先に今度おおむね5年になるし、今年度も含めて来年度とかもおかしいと思ったところは項目を作ったり、適宜対応できるということになっていくと思うので、いいのかなど。

サンプリングみたいなものを本当はやればいいのかという話はしていたんですけども、この条で何をいつしているのかどうこうというような検証の仕方をしていってしまうとちょっと大変かなとは思っています。

なので、一応先ほど言ったとおり、各条の下でその28年から33年ぐらいは昨年度まで取り組んできた項目をその第何条の部分やってきたのか分かると思うので、その前も本当は入れれば、副議長言ったとおり手をつけているかつかないか分かるとは思いますが、直近5年間でも一旦見直しは5年前にはしているのではと思います。

例えば第1条の目的を検証していったときにも言ったとおり、立案がどうなったのかどうこうというのを調べたり変えていったんですけども、基本的に条の条文自体はいいか悪いかということと、それに対して取り組んできたかどうかということの2つでいいのかなど、さっき段階と管理みたいなイメージになる、取り上げて何ということは一応挙げてはいますけれども、なかなか件数項目としては挙がっていないというだけであるので、ちょっとそんな感じで検証をできるフォーマットを作って皆さんにお諮りいただくという流れにしてみようと思うんですけども、それでよろしい

ですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ちょっとまだ分からないから聞きながらやっていって、前例がないので、基本的に一番最初に作ったものと変わってきているのかなど、要は那須塩原市議会自体が議会改革として修正をかけている時点でもう全然変わってきているのは当たり前で、変わってなければおかしいぐらいだったんですけどもというのがありますので、その辺ちょっとまた正副のほうである程度案を出して、また皆さんにここで1回見てもらって、それを流すという段階にしたいと思うので、御協力いただければと思います。よろしくお願いします。

事務局、大丈夫ですか。

○長岡議事調査係長 相談しながら作ります。

○齊藤委員長 分かりました。よろしく申し上げます。

では、(4)については終了といたします。

続きまして、(5)のその他に入ります。

その他の案件として、議場コンサートについてですね。こちら補佐のほうから説明いただきたいと思っています。

補佐。

○印南議事課長補佐 それでは、議場コンサートについて御説明申し上げたいと思います。

去る4月14日の議会運営委員会にて6月定例会議での議場コンサートの実施をさせていただきました。準備を進めさせていただきました。3月の議場コンサートで出演予定でございました君島大輔さんというシンガーソングライターの方なんですけれども、残念ながら3月中止になってしまいましたので、引き続き6月でのご出演のほう打診しましたところ、快く出演を快諾いただきました。資料に沿って御説明申し上げます。

1番の目的については、記載のとおりでございます。



ます。

2番の開催日時なんですけれども、6月6日月曜日9時30分から9時50分までの20分間を予定してございます。

場所は議場、出演者については先ほど申し上げました君島大輔さん、市内在住のシンガーソングライターでいらっしゃるしまして、この方は県内を中心に東京のライブイベントなどで活動されています。また、御自身のライブ活動のほかにギター教室ですとか、楽曲の提供、また自宅に音楽のスタジオを造って地元の音楽の活性化を目指す活動などもされているということなんです。

5番の謝礼ですが、議会活動費の報償費のほうから1万5,000円、それと3,000円程度の花束を予定してございます。

6番の周知についてですが、施設でのポスターの掲出、それとホームページへの掲載、議会だより97号の5月20日発行のほうの掲載を予定しております。

7番の今後のスケジュールですが、今週の中で第1回目の君島さんと打合せを行う予定をしております。19日の議員全員協議会で全議員の皆様にも周知をいたしました後、ポスターの掲出及び情報発信を開始したいと思っております。それと5月下旬に議場でのリハーサルを予定しております。

6日にコンサートの実施という予定をしてございます。

説明につきましては以上でございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

特段中止にする理由はないのでやっていけるとは思うんですけれども、それでよろしくお願ひします。

何かありますか。それについてお聞きしたいことないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 これ自分で言うのあったのかな。取組実行計画のやつ多少言っていていいですか。ラインについて、赤いラインについて。

私のほうちょっと入れるの忘れてしまったんですけれども、取組実行計画の赤いラインのページを、こちら開いてもらっていいですか。ちょっと前から前回立ち上げたときにも説明をしたんですけれども、今後です。現段階で市民アンケートは先ほど説明したとおりです。質問の在り方はまだこの先なので出して、前回もやらせてもらったので皆さんもう内容は分かっていると思うんですが、参考に広聴会に向けた取組についても今正副で話している状況になっています。

4番の議員研修については、今説明させていただいたとおりです。

5番の条例も同じです。

6番のミッションロードマップの作成、検討、実施につきましては、議会活性化特別委員会が今まだやっている最中というところもありますので、そちらと連携してやっていきたいと思ひます。

今度7番の議員定数の在り方についても7月からということになりますので、こちらも資料の提供を含めて準備をしていきたいと思ひます。

事務事業評価の見直しについては、この間皆さんに研修というか、説明を受けていただいたシンクタンクのお話だったんですが、これについてはまた皆さんと協議していきたいと思ひます。

9番のホームページの充実化というところなんですけれども、こちらを広聴広報の皆さんにも御協力をいただいて、基本的には広聴広報のほうでどんなホームページがあるか、他議会ではという

ことで、うちのほうでもある程度は話はしたんですけれども、お金がまず使えなければ作れないと、あとデジタルコンテンツなので費用に関してお金もそうですね。正副のほうでもある程度は話していたんですけれども、市の傘下に入ったホームページでも自由度がきくホームページと市の傘下に入っているのでは何かから何までするのにもわざわざ執行部に言ってやらせてもらっているという、そういう展開によってスピードがでないという、自由度がないという、アンケートとるのにもわざわざ執行部にお願いをしてやらなければいけないみたいな大変な思いをされているところもあったので、ちょっとこの辺もし広聴広報さんも忙しいとは思いますが、ホームページの在り方について研究をしていただければと思っていますので、お願いしたいと思います。これうちでやろうとするとホームページの話になってしまうので、広聴というか、広報のほうになるので、取組のほうで広聴さんの委員会のほうで御協議いただければと思います。

あと10番の模擬議会と成り手に向けた取組について、こちらも議運でしっかり考えていくんですけれども、広聴広報と連携をして取り組んでいきたいと思っていますので、御了解いただければと思います。

12番の議選監査員につきましては、取組実行計画というか、条例に定めたものではない今回初めて管理項目外でこの議会内で必要なものということで取り上げていますので、こちらについてもちょっと皆さんにこういった形で在り方の意義をしていくかというのはまた御相談させていただきたいと思っています。

13番のパートナーシップについては、現段階では覚書というか、締結書を今やり取りしている状態だということなので、間もなくその共和大とは

パートナーシップの協定が結ばれるのではないかと現状になっています。

私先ほど言ったとおり基本条例のここがちょっと直していくべきだということで取り上げているのがこの議会事務局の機能強化というところでこのパートナーシップの制度が出てきているので、本来議会事務局の機能強化以外にも我々議会としてもその知識が足りないところをしっかりと協力していただいて、政策立案に生かしていくというところがあるので、この部分の議会基本条例の文言の修正は今年度やっていければなと思っていますので、そういった意味でいくと先ほど副議長が説明してくれたとおり、足りないところは足していくということで、常に条例の修正をかけてそれに見合ったものにはなっていくという形になると思うので、その辺もちょっと御了承いただければということで説明させていただきました。

なので、一番ちょっと大変なのが広聴広報さんまたある程度仕事をしていってしまうんですけれども、任せばなしにはしませんので、協力してもらえればと思います。

以上です。

では最後、事務局のほうから何かございますか。係長。

**○長岡議事調査係長** 先ほどもございました5月19日の臨時会議に当たってなんですけれども、この臨時会議の議会運営委員会、その前段階の議会運営委員会の開催がございます。5月16日の10時から議会運営委員会、5月19日の臨時会議の内容ということで開催いたしますので、また御参集のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**○齊藤委員長** ありがとうございます。

来週の月曜日また議会運営委員会、今度定例なので普通に市長とかが来る定例の議運を行います

ので、御参加お願いいたします。

臨時会議の日は、19日は午前中が全協で午後が臨時会議となりますので、招集会議となりますので、御協力をお願いしたいと思います。



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分